

名古屋市立前山小学校 PTA 規約

第 1 章 名称及び所在地

第 1 条 本会は前山小学校 PTA と称し、所在地は名古屋市名東区牧の里二丁目 1501 番地に置く。
また、事務局を前山小学校に置く。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は前山小学校の教育方針に沿い、学校と家庭の関係を緊密にし、地域社会の協力を得て教育の振興を図ることを目的とする。

第 3 章 会員

第 3 条 本会は前山小学校児童の保護者と前山小学校職員をもって組織し、加入・脱会については、随時可能とする。

第 4 章 事業

第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 教育振興に関する事業
- 2 会員の研修と親睦に関する事業
- 3 児童会員の福祉に関する事業
- 4 その他 必要な事業

第 5 章 役員

第 5 条 本会の役員は次の通りとする。

- | | |
|--------|--------|
| 1 広報委員 | 10 名 |
| 2 成人委員 | 10 名 |
| 3 地区委員 | 10 名程度 |

第 6 条 役員任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。役員選出は次の通りとする。

- 1 新 2 年生から新 6 年生の各学年から広報委員 2 名、成人委員 2 名を選出する。
- 2 地区委員は各地域において若干名選出する。

第 7 条 役員任務は次の通りとする。

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 広報委員 | 広報誌の作成をつかさどる。 |
| 2 成人委員 | セミナーの企画運営、外部セミナーへの参加。 |
| 3 地区委員 | 旗当番の運営・調整、学区パトロールの運営をする。 |

第 6 章 常任委員

第 8 条 常任委員は次の通りとする。

- 1 会長
- 2 副会長
- 3 クラブ長
- 4 会計
- 5 書記・会計監査
- 6 広報委員長
- 7 成人委員長
- 8 地区委員長

第 9 条 委員長は会長が委嘱する。

- 第10条 常任委員の任務は次の通りとする。常任委員は、役員を取りまとめ、事業の立案・連絡・調整等を行う。
- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 1 会長 | 本会を代表して会務を総括し、必要に応じて会議を招集する。 |
| 2 副会長 | 会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。 |
| 3 クラブ長 | 各委員の活動の連絡・調整をする。 |
| 4 会計 | 会計事項をつかさどる。 |
| 5 書記・会計監査 | 庶務事項をつかさどる。会計の監査を行い、総会において結果を発表する。 |
| 6 広報委員長 | 広報委員の活動の立案・運営をつかさどる。 |
| 7 成人委員長 | 成人委員の活動の立案・運営をつかさどる。 |
| 8 地区委員長 | 地区委員の活動の立案・運営をつかさどる。 |

第7章 会議

- 第11条 本会の会議は、総会・役員会・委員会とする。会議は会長が招集する。
- 第12条 議事について、総会では出席者および委任状提出者の過半数、役員会・委員会では出席者の過半数の賛成によって成立し、可否同数の場合は議長がこれを決める。

第8章 総会

- 第13条 総会は本会の最高議決機関である。
- 第14条 定期総会は毎年1回開催する。臨時総会は必要に応じて会長が招集する。
- 第15条 総会は委任状を含む全会員の二分の一以上の請求により開催が成立する。

第9章 委員会

- 第16条 本会は第4条の事業を行うため、次の委員会を設置する。
- | | |
|---------|--|
| 1 常任委員会 | |
| 2 全委員会 | |
| 3 各委員会 | |
- 第17条 委員会の構成は次の通りとする。
- | | |
|---------|------------|
| 1 常任委員会 | 常任委員 |
| 2 全委員会 | 常任委員および全委員 |
| 3 各委員会 | 各委員 |

- 第18条 委員会の任務は第7条と同様とする。
- 第19条 会長は必要に応じ臨時の委員会を設置することができる。

第10章 会計

- 第20条 本会の経費は、会費・各種事業の収益金・寄付金・雑収入等によって支弁する。ただし、会費は総会にはかつて定める。
- 第21条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第11章 顧問・参与

- 第22条 前会長を顧問とする。顧問は会長の要請により重要事項の諮問に応じる。
- 第23条 校長を参与とする。参与は必要に応じ、会議に参画する。

第 12 章 会則の改正

第 24 条 本会の会則は総会の決議によって改廃することができる。

第 13 章 細 則

第 25 条 本会の運営に関し必要な細則は別に定める。細則は常任委員会の決議によって定めることができる。

第 14 章 その他

第 26 条 本会の設立年月日は昭和 57 年 5 月 13 日とする。

第 27 条 本規約は令和 4 年 12 月 20 日より施行する。

(付 則)

S57. 5. 13 施行する

S58. 5. 7 一部改正する。

S59. 3. 24 一部改正する。

S59. 9. 18 一部改正する。

S61. 1. 10 一部改正する。

S62. 3. 4 一部改正する。

H 9. 4. 28 一部改正する。

H13. 4. 21 一部改正する。

H21. 3. 5 細則一部改正する。

R02. 11. 26 一部改正する。

R04. 12. 20 一部改正する。